

- (1) 開催日
令和 5 年 8 月 2 8 日 (月)
- (2) 議題
改定公園マスの骨子 (案) について
- (3) 主な質疑・意見及び対応状況

内 容
<p>目指す公園像の前に公園づくりの目的を記載すべきである。</p> <p>「誰もが快適に活用できる公園」を実現し、区全体の魅力や価値の向上につながるまちづくりに資することを目的とする旨の記述を追加した。(素案(案)第 1 章「1 公園マスの目的」)</p>
<p>水面は空間であり、視界に入るので、景観的な部分で公園の一部として捉えてもよい。公園の中から何が見えるかという視点が必要である。</p> <p>河川の水面をはじめ、駅前広場・公開空地などのオープンスペース等の公園的な空間について、公園機能を補助する空間として考慮している。</p> <p style="text-align: right;">(素案(案)第 1 章「4 対象範囲等」)</p>
<p>「誰もが」という考え方を示しているのに、アクセス不便地域の考え方を引き継がないと言い切ってよいのか。アクセス不便地域とそうでない地域に公園の種地が出たときに、アクセス不便地域を優先しないのか。</p> <p>アクセス不便地域との表現は使わないが、施策 -7「誰もが公園を身近に感じられるようにする」を設け、「公園機能の相互補完」の基本的な考え方にも同様な記述を入れる形で、引き続き、公園が少ない地域を優先的に公園新設していく姿勢を示した。</p> <p style="text-align: right;">(素案(案)第 4 章「取組、施策等」)</p>
<p>公園マスの計画期間(18 年後)に公園をどれくらい増やすかとの目標設定はしないのか。</p> <p>実現可能性のある公園面積目標値を示す。具体的には、河川のテラス部分、大横川と豎川との合流部にある新辻橋西側の区域、隅田川沿い河川管理用敷地などを対象とする予定である。</p> <p style="text-align: right;">(素案(案)第 3 章「2 目標設定」)</p>
<p>公園には存在価値と利用価値の二つがあり、その整理は今のうちにしておいた方がよい。</p> <p>3 つの視点のうち、どのように公園を使用・利用するのかという使用価値を示した「使用・利用」の視点を視点 2、公園があることで周辺の環境や人にどんな影響を与えるかという存在価値を示した「場所・存在」の視点を視点 3 とした。</p> <p style="text-align: right;">(第 4 章「3 3 つの視点」)</p>
<p>取組全体を貫くような柱として、取組全てに共通する「進め方」の考え方を示すべき。</p> <p>「取組 ~ (公園の機能)」及び「管理運営」の全体に共通する、取組、施策等の効果的な推進方法(民間活力活用、DX 活用等)を位置付けた。(第 4 章「4 取組・施策の効果的な推進方法」)</p>
<p>全ての取組に横断的に取り組まないと解決できないため庁内関係部署との政策連携が重要である。</p> <p>公園マスの進行管理として、「庁内検討部会」を「公園マスタープラン推進会議」へと移行し、毎年の進行管理を行っていく考えである。その中で、取組・施策等の前年度の実績確認や当該年度の実施内容について情報を共有し、必要に応じて実施内容を調整する形で政策連携していくものとする。</p> <p style="text-align: right;">(素案(案)第 6 章「2 進行管理」)</p>